

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน  
เรื่อง แนวทางการคำนวณเงินลงทุนเพื่อกำหนดมูลค่าภาษีเงินได้นิติบุคคลที่ได้รับยกเว้น  
สำหรับการติดตั้งระบบผลิตไฟฟ้าจากพลังงานแสงอาทิตย์ ในกิจการผลิตไฟฟ้าจากพลังงานแสงอาทิตย์  
และมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านพลังงานทดแทน

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：太陽光発電事業および代替エネルギー使用による効率向上措置における  
太陽光発電システム設置向け、免除される法人所得税の金額を定めるための  
投資金額の計算指針

仏暦 2545 年（2002 年）1 月 28 日付投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号、  
件名「投資金額の定義」に準じるべく、太陽光発電事業および代替エネルギー使用による効  
率向上措置向け、投資委員会が決定した比率に応じて免除される法人所得税の金額を定める  
ための投資金額の計算を明確化するために、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

## 1. 建設費

1.1 建設費または改築費がある場合、（訳注：簿記に計上する）資産価値に  
基づき計上する。また、建設費または改築費は被奨励プロジェクトを実施するためのもの  
のみとする。例として、

- ソーラーパネル取付金具費（SOLAR MOUNTING KIT）
- 電柱および電線の移動費
- 階段の費用、通路の費用、太陽光発電システムの構造に設置する手す  
りの費用
- インバーター（INVERTER）の保管場所の建設費
- 変圧器（TRANSFORMER）の保管場所の建設費
- メイン分電盤（Main Distribution Board: MDB）の設置場所の建設費
- 隔離されたところにあるインバーター（INVERTER）、変圧器  
（TRANSFORMER）およびメイン分電盤（Main Distribution Board:  
MDB）の保管場所の温度管理のための空調システムの費用など

1.2 太陽光発電システムの設置に加えて他の用途に使用できる建物を建設ま  
たは改築する場合、免除される法人所得税の金額を定めるための投資金額計算の対象外とす  
る。例として、

- 瓦／屋根材の交換
- 駐車場所、材料保管場所など他の用途にも使用する、ソーラーパネル  
を設置するための屋根トラスの建設
- 太陽光発電システム以外の活動を行うための使用可能なスペースを確  
保するための、インバーター（INVERTER）、変圧器（TRANSFORMER）ま  
たはメイン分電盤（Main Distribution Board: MDB）の大きな設置場  
所の建設など

## 2. 機械および/または設備の費用

2.1 機械および/または設備の費用は、購入価格、および機械/設備が使用で  
きるようになるまでに発生する様々な費用を含むことができる。簿記上の値段を使用するこ  
と。例えば、設計費、運送費、機械設置費、試運転費、システムテスト費、機械/設備が使

用できるようになるまでの購入に係る借入金の利子、設置業務管理を担当するエンジニアの宿泊費など。

2.2 太陽光発電システムの設置に使用する装置やシステム、サービス等に係る様々な費用を含む。機械および/または設備の費用は、以下の通りである。

- ソーラーパネル（太陽電池モジュール）
- インバーター（INVERTER）
- 変圧器（TRANSFORMER）
- メイン分電盤（Main Distribution Board: MDB）やAC/DC CABLES WITH ACCESSORIES やモニタリングシステムなどの配電システム、管理システム、モニタリングシステムおよび安全システム、並びに接地システム（GROUNDING）や雷保護システムや逆電力保護システムなどの安全システム、並びに全天日射計（PYRANOMETER）、雨量計、周囲温度センサー（AMBIENT TEMPERATURE SENSOR）、湿度計、風速計などソーラーパネル設置現場周辺の環境を検査するための様々な装置を含む気象台（WEATHER STATION）、並びにソーラーパネル洗浄システムなど。
- バッテリーエネルギー貯蔵システム（BATTERY ENERGY STORAGE SYSTEM: BESS）および BESS システムのインバーター
- 機械輸送のための保険料、保険料など、最初から機械代金に含まれる費用
- 設置費および試運転費は、クレーン、フォークリフト、足場などの工事装置のレンタル費用と輸送費、MOUNTING STRUCTURE LIFELINE、システム設計と設置業務管理におけるコンサルティング料、システム設定費用、システム設定のテスト費用などである。

2.3 ソーラーパネル（太陽電池モジュール）のコスト計算は、太陽光発電システムに設置されているソーラーパネル（太陽電池モジュール）の数に基づき計算する。総設備容量（MWp）は、規制エネルギー生産ライセンス（Phor Kor.2）などの関連機関のライセンスに従うこと。関連機関のライセンスを得た設置費用を上回る金額でソーラーパネル（太陽電池モジュール）の輸入税免除の恩典を使用した場合、被奨励者は、事務局に操業開始を申請する前に罰金と追加金額とともに税金を支払わなければならない。

2.4 各種許可申請における手数料と費用は、免除される法人所得税の金額を定めるための投資金額の計算に含められない。例として、環境影響評価報告書（EIA）の作成費用、電力系統に接続するための許可申請における手数料と費用、建物の改造の許可申請における手数料と費用などである。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2565 年（2022 年）4 月 18 日